

- 本誌は、毎月1回、都道府県石油組合、北海道18石油組合、共同事業部会委員、農林漁業部会委員に配信しています。
- 全石連のホームページ“石油広場：<http://www.zensekiren.or.jp/>”に最新号から1年前のバックナンバーまで掲載しています。
「石油広場 トップページ」⇒「各種情報」⇒「共同事業グループニュース」

(目次)

1 共同購買秋期キャンペーンの中間報告

2 共同事業インフォメーション秋冬号の発行

3 洗車機用ケミカル「10%OFF キャンペーン」の実施

4 名入れカレンダーの注文期日について

5 中型生命グループ保険の最新加入状況

6 新医療保険の制度改定、“安心医療保険”の斡旋について

7 各制度の新規・変更登録について

8 無税重油制度の「登録証」の取扱いについて

9 農林漁業用国産A重油の確認数量確保のお願い

1 共同購買秋期キャンペーンの中間報告

11 月末までの秋期キャンペーン目標に対して、10 月 25 日時点で宮城県、秋田県、神奈川県、島根県の 4 組合が給油伝票、洗車用タオルの両種目を目標達成されました。この他、給油伝票では、青森県、岩手県、長野県、群馬県、岐阜県、富山県、和歌山、香川県、長崎県の 9 組合、洗車用タオルでは、山形県、福井県、奈良県、岡山県、山口県、沖縄県の 6 組合が達成されました。

その他、目標達成が目前の組合も多数となっており、今年度も多くの組合が達成いただけるものと期待しています。キャンペーン期間は残り 1 か月間となりましたが、引き続き組合員の皆様に向けて周知をしていただき、目標達成を目指してお取り組みいただきますようお願いいたします。

2 共同事業インフォメーション秋冬号の発行

秋期キャンペーン内容を幅広く周知するために、「共同事業インフォメーション秋冬号」を 10 月 29 日付の「ぜんせき」新聞に折り込みました。チラシをご覧になった組合員からの問い合わせが寄せられていることと思います。

併せて、A3 サイズのチラシ（カラー）も用意しています。組合員に郵便物等を送付する際にこのチラシを同封するなどして活用いただければと思います。ご希望の際は資材チームまでお申し付けください。

3 洗車機用ケミカル「10%OFF キャンペーン」の実施

昨年 7 月に正式な斡旋商品となって以来、大変好評の洗車機用ケミカルですが、初の試みとして 11 月 1 日から 11 月 30 日の間、全商品を 10%OFF で提供いたします。お得なこの期間に是非お求めくださいますようお願いいたします。

なお、専用のチラシ兼注文書は 10 月 23 日付の事務連絡でご案内していますので、ご確認ください。

4 名入れカレンダーの注文期日について

名入れカレンダー（商品コード:997）の注文は、11 月 30 日（金）までとなっています。注文数増加のため、一部商品は在庫が少なくなってきましたので、ご希望の際は、お早めにご注文くださいますようお願いいたします。

5 中型生命グループ保険の最新加入状況

中型生命グループ保険の 11 月 1 日現在の加入者数は、7,385 人（前月 7,426 人、前月比 41 人減）です。

毎月、ご報告している「加入・脱退速報」を見ていただくと、脱退した加入者の当月保有数が空欄になっている案件があります。企業の福利厚生制度として中型生命が採用されなかったことの現れといえます。組合員の中で中型生命に全従業員を加入されている事例を未加入の組合員に紹介されてみてはいかがでしょうか。

6 新医療保険の制度改定、“安心医療保険”の斡旋について

最近の生命保険では、死亡時の補償より病気やケガなどでの治療、入通院への補償をする商品が注目されています。本会では、こうした保険として“新医療保険”を斡旋していますが、加入資格が組合員企業に所属する役員・社員となっているため、組合員企業を退職すると保険への加入継続を希望しても“加入資格がない”とされて解約しなければならず、このデメリットを解決することを保険会社に求めていました。また、医療保険の補償内容は日々充実しており、高額な治療を補償するもの、日常生活の安心をサポートするものなどが提供されています。

このたび、長年の課題であった“退職後の補償の継続”を解決できる医療保険（商品名：安心医療保険）の提案を受け、共同事業部会での審議を経て、2019年2月1日から斡旋することとなりました。新医療保険とほぼ同等の補償内容であり、保険料は概ね引き下がる内容となっています。新医療保険にはない、先進医療特約、個人賠償責任特約、弁護士費用特約が新たに提供されています。現在、新医療保険に加入されている方については、健康状態の告知なしで安心医療保険に切り替え加入できる特例措置が用意されています。

保険料は団体割引制度の適用で25%引きとなっており、必要十分な補償を割安に確保できる保険商品です。組合員企業・組合事務局にお勤めの方がご自身の生活の安心度を高めるためにご加入されるのもよろしいかと思えます。

11月中にはパンフレットをお届けいたしますので、ご関心ありましたら共済チームまでご連絡ください。今後、ぜんせきへの広告などで安心医療保険をPRしていきます。

7 各制度の新規・変更登録について

各制度の新規登録、事業所名変更、元売追加などに関するデータ登録処理は、当該登録業者に関わる総括表の集計前に登録を完了させることが必要になります。

このため、新規・変更登録に関する書類は、毎月25日迄には本会にご送付くださるようご協力をお願い致します。提出期日を月末にしている総括表と一緒に送付されると、上記データ登録が翌月に持ち越されてしまうことになり、総括表の集計にも影響がでてくる場合があります。

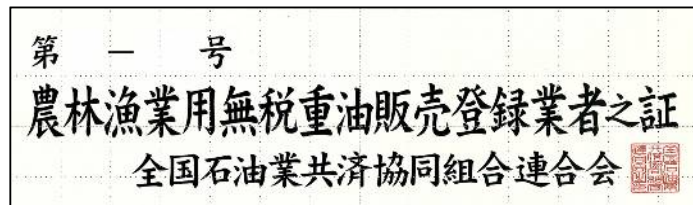
8 無税重油制度の「登録証」の取扱いについて

無税重油制度では、登録業者は「登録証」を取扱い事業所に掲示することになっています。無税重油の新規登録を申請した業者については、農林漁業部会で新規登録の承認が得られ

ると、本会で当該業者の登録番号を印字した登録証を作成し、所管組合に送付しますので、組合から当該業者に登録証をお渡しください。なお、登録証送付の際に、本会から組合に登録証の作成・送付費用として5,000円(消費税抜き)を請求させていただきます。

登録証の作成費用は登録業者負担となっていますので、組合から当該業者に実費をご請求ください。

また、手引きでは登録証は、“真ちゅう製”となっていますが、現在は耐候性の高いアクリル製に変更しています。



9 農林漁業用国産A重油の確認数量確保のお願い

国産A重油の30年4～8月までの実績は17万9,800k1となり、29年度の同時期実績18万8,196k1対比で95.6%という結果になっています。農林漁業用重油の需要は減少傾向にあります。販売経路の変更や業転品の減少等から還付申請の対象となるA重油が増える傾向が出ています。

こうした状況から、「農林漁業用国産A重油の確認数量確保のお願い」(全石協事発30第191号：平成30年10月19日)にて、組合段階での取り組みとして、①販売数量が減少している登録事業所へのヒアリング、②30年4月以降の総括表提出状況の精査、③総括表の提出実績がない登録事業所へのヒアリング、④消費量が少ない農林業用の取り込み、⑤新規登録業者の開拓、をお願いしているところです。様々な業務でご多忙のところ恐れ入りますが、何卒ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本文書とともにご提供した「登録事業所別販売実績対比表」は、組合事務局で上記の用途にのみお使いいただくよう取扱いには十分ご配慮ください。

-----【農林チームからのお願い】-----

無税重油、国産A重油、農林軽油、海運用燃油に関する総括表等に決められている提出期日が近づいてきましたら、登録業者からの提出状況をご確認ください。

期日までの提出励行にご協力をお願いいたします。